

京都市野外活動施設京北山国の家利用許可申請書

(宛先)指定管理者	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則第1条の規定により次のとおり申請します。

利用目的								
利用期間	年 月 日( 曜日)	時 分から	時 分まで( 泊 日)					
利用人員	区分 性別	学齢に達しない者	小学校の児童	中学校の生徒	高等学校の生徒又は 高等専門学校の学生	その他の者	合 計	
	男	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
	女	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
	計	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
利用施設	利用日	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	
	利用施設名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	宿泊室 兼 研修室	芹生の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		天童の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		童子の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		城 山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		芦見の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		黒尾の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
	ベッドルーム	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	
会 議 室	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間		
広 場	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分		
利用料金	宿泊室兼研修室 (宿泊のための利用) 及びベッドルーム	学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒				1,000円×	人=	円
		高等学校の生徒及び高等専門学校の学生				1,500円×	人=	円
		その他の者				2,090円×	人=	円
	宿泊室兼研修室 (宿泊以外の利用) 及び会議室	午前8時30分から正午まで				1,570円×	室=	円
		正午から午後5時まで				1,780円×	室=	円
		午前8時30分から午後5時まで				3,140円×	室=	円
		午後5時から午後11時まで				2,090円×	室=	円
付 属 設 備	石油ストーブ	宿泊室兼研修室及びベッドルーム			円×	時間=	円	
		会議室			円×	時間=	円	
合 計							円	
特別の設備の有無	無 ・ 有( )							

備考1 「小学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含みます。

2 「中学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含みます。

3 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含みます。

4 「就学援助を受けている者」とは、学校教育法第19条の規定による援助を受けている者と生計を一にする小学校(各種学校を除く。)の児童又は中学校(各種学校を除く。)の生徒のことをいいます。

5 「午前」とは午前8時30分から正午までを、「午後」とは正午から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後11時までをいいます。

6 午後8時30分から午後5時までの区分で利用する場合は、「午前」及び「午後」のいずれも○で囲んでください。